

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和2年7月16日 長官官房
<p>1 意見募集の趣旨</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号。以下「改正法」という。）の施行に伴う犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「犯給法施行規則」という。）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和2年7月20日（月）から令和2年8月18日（火）まで（30日間）</p> <p>3 概要</p> <p>改正法により、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）において、複数の事業に使用される労働者の当該複数の事業の業務を要因とする死亡等（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付が新設されたことを受け、犯給法施行規則第12条第3号において、遺族給付金及び障害給付金の調整対象となる給付等として、複数業務要因災害に関する保険給付を規定する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年9月1日）</p>		

公安委員会	「経済財政運営と改革の基本方針	令和2年7月16日
説明資料No. 2	2020」等政府決定文書について	長官官房

1 概要

- (1) 経済財政運営と改革の基本方針（「骨太の方針」）2020【7月中旬】
経済財政運営の基本方針及び令和2年度予算編成に向けた基本的な考え方を定めるもの
- (2) 成長戦略（2020年）【7月中旬】
我が国の経済対策の基本戦略を定めるもの
- (3) 規制改革実施計画【7月中旬】
経済社会の構造改革を進めるための規制の改革について定めるもの
- (4) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（IT戦略）【7月中旬】
官民データ活用の推進に関する基本的な計画を定めるもの
- (5) 統合イノベーション戦略2020【7月中旬】
科学技術イノベーションに関連する政策を取りまとめるもの

2 主な警察庁関連項目

- (1) 道路交通に係る制度の検討等に関するもの
 - マイナンバーカードと運転免許証の発行手続やシステム連携の在り方等の検討【骨太、成長、IT】
 - サポカー限定免許の創設、継続的検討【成長、規制】
 - インフラ点検用搭乗型移動支援ロボットの公道での活用【成長】
 - 低速・小型の自動配送ロボットの社会実装【骨太、成長】
 - 小型モビリティ等に関連する規制の見直し【成長、規制】
 - 自動走行トラクター・小型農業ロボットの普及促進【規制】
 - 自動運転の公道走行試験の促進に係る制度等の利活用【規制】
- (2) その他
 - 裁判手続等のIT化の推進【骨太、成長、IT】
 - 警察情報管理システムの合理化・高度化【IT】
 - 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築【IT、イノベ】
 - 犯罪発生情報・交通事故統計情報のオープンデータ化【IT、イノベ】
 - AI等の活用など先端技術を活用し、安全な暮らしを実現【イノベ】
 - 対面・書面・押印を求める規制の見直し、デジタル化【骨太、成長、規制、IT】

1 規制速度120km/hの試行区間

- 新東名高速道路 新静岡 I C～森掛川 I C（平成31年3月1日～）
※ 平成31年9月からの6車線化工事に伴い約50km中、上り約33km、下り約29kmについて臨時速度規制等を実施
- 東北自動車道 花巻南 I C～盛岡南 I C（平成31年3月1日～）

2 実勢速度、死傷事故等の変化

路線名	上下別	試行前(100km/h)1年間			110km/h試行後1年間 〔新東名 H29.11.1～〕 〔東北道 H29.12.1～〕			120km/h試行後1年間 〔新東名・東北道 H31.3.1～〕		
		実勢速度 【km/h】	死傷事故件数 【件】	死傷事故率 【件/億台キロ】	実勢速度 【km/h】	死傷事故件数 【件】	死傷事故率 【件/億台キロ】	実勢速度 【km/h】	死傷事故件数 【件】	死傷事故率 【件/億台キロ】
新東名 高速道路	上り(49.7km)	122.4	20(11)	3.9(3.3)	123.9	17(4)	3.2(1.2)	123.4	22(10)	3.7(2.9)
	下り(50.1km)	122.6	24(3)	4.7(1.3)	122.9	12(4)	2.2(1.8)	123.3	24(4)	4.0(1.7)
東北 自動車道	上り(27.3km)	112.0	1(1)	0.7(0.8)	110.7	2(1)	1.4(0.8)	111.9	0(0)	0(0.0)
	下り(27.4km)	114.2	4(3)	2.8(2.8)	113.6	1(1)	0.7(0.8)	114.3	1(0)	0.7(0.0)

※1 ()内は、自由流時の死傷事故件数及び死傷事故率で、死傷事故件数は内数である。

※2 自由流時とは、交通量が少なく、ドライバーが自由に走行速度を決定できる交通状態をいう。

※3 新東名高速道路の120km/h試行の分析は、6車線化工事前の試行6ヶ月間(平成31年3月1日から令和元年8月31日)の数値を12ヶ月間に換算して実施した。また、実勢速度は、6車線化工事前の試行6ヶ月間の数値とした。

- 実勢速度（自由流時）に大きな変化はなかった。
- 死傷事故件数及び死傷事故率は、試行前(100km/h)と比べ自由流時以外も含め大きな変化はなかった。

3 今後の方針

- 交通規制基準（交通局長通達）の高速自動車国道等の最高速度の基準を改正し、速度規制120km/hの基準を示す。
 - ・ 設計速度120km/h、かつ、実勢速度100km/h以上であること
 - ・ 死傷事故率が高くないこと
 - ・ 一定の距離（原則20km以上）において速度規制の連続性が確保されること
 - ・ 道路や交通の状況に照らし、交通流の安全・円滑上の支障がないこと
- 上記の基準に該当する路線・区間の引上げについて、片側3車線区間を優先して、順次、関係県警察において、高速道路会社等との調整等を行う。

1 人的被害の概要（7月16日午前8時00分現在）

死者等 79人(長野1、静岡1、広島2、愛媛2、福岡2、佐賀1、長崎1、
熊本65、大分2、宮崎1、鹿児島1)
行方不明者等 9人(富山1、愛媛1、熊本2、大分4、鹿児島1)

2 政府の体制

- 7月4日午前4時50分、官邸連絡室を設置
- 同日午前7時15分、官邸対策室を設置
- 7月5日午前10時00分、非常災害対策本部を設置

3 警察の体制

- 7月4日午前4時50分、警備第二課長を長とする災害警備連絡室を設置
- 同日午前7時15分、警備局長を長とする災害警備本部を設置
- 7月5日午前10時00分、次長を長とする非常災害警備本部を設置
- 被災県等の県警察において災害警備本部を設置（計約4,100人体制）

4 警察活動

(1) 救出救助活動

- 24都府県（埼玉、警視庁、新潟、富山、福井、山梨、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島）から延べ約2,700人の警察災害派遣隊を被災地に派遣
- 浸水地域においてヘリ、水陸両用車、ボートを活用するなどし、313人を救助

(2) 航空警察活動

- 17都府県の延べ115機の警察ヘリを広域警察航空隊として集中運用
- 被災者のホイスト救助、ヘリテレによる情報収集、部隊の輸送等

(3) 被災地の安全安心の確保

移動交番車を活用するなどして住民からの各種相談に対応するほか、大阪及び兵庫から特別自動車警ら部隊の派遣を行い、避難所や住民が避難した地域での警戒活動を強化

(4) 交通対策

被災地において、高速道路の通行止め（現在全て解除済み。最大時21路線28区間）、一般道路（国道・県道）の通行止め（33府県429路線。最大時33道府県822路線）、信号機の滅灯（累計19府県207基が滅灯・倒壊し、206基が復旧）等の状況。被災県警察や広域緊急援助隊（交通部隊）が、交通の集中する交差点における交通対策等を実施